

条 例

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例（平成二十年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（設置）

第一条 高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等奨学金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の高等学校等奨学金事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

第三条を削る。

第四条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例の一部改正）

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例（平成十七年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般会計繰入金」の下に「、高等学校等奨学金事業基金繰入金」を加える。